

第 358 回

広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和6年12月23日)

第358回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年12月23日（月）午後1時45分～午後4時49分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室
（広島市中区基町10－52）

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和6年12月2日（月）

招 集 者 広 島 県 知 事

3 出席者

委員（10人） 飯尾協、山崎英治、八谷輝行、山根京司、古澤修一、箕野博司、
笹原耕治、宮林豊、海野徹也、熊原一将

県（6人）	農 林 水 産 局	局 長	大 瀨 清
	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	横 内 昭一
	〃	主 査	三 浦 健太郎
	西 部 農 林 水 産 事 務 所 水 産 課	課 長	山 根 康幸
	西 部 農 林 水 産 事 務 所 農 林 事 業 所 水 産 課	課 長	寺 田 誠
	東 部 農 林 水 産 事 務 所 水 産 課	課 長	横 山 憲之

事務局（4人） 福地次長、太田主任、中林主任、青山技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第1号議案 会長の選出について

（ 結 果 ） 山崎委員を会長に選出した。

第2号議案 副会長の選出について

（ 結 果 ） 宮林委員を副会長に選出した。

第3号議案 広島県漁業調整規則の改正について

（結 果）原案のとおり承認された。

なお、農林水産大臣の指示による趣旨を逸脱しない範囲での修正がある場合は県に一任することとされた。

第4号議案 バス等のリリース禁止に係る委員会指示について

（結 果）原案のとおり承認された。

第5号議案 令和7年における増殖目標量の委員会指示について

（結 果）原案のとおり承認された。

(2) 報告事項

- ・漁業法第90条に基づく資源管理の状況等に関する報告について（令和5年分）
- ・令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案活動の結果について

6 議事の経過

午後1時45分、事務局の福地次長が第358回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は10名で、本委員会が成立していることを報告した。

第22期委員会の初会議で会長が決まっていないため、開会に当たり農林水産局長が挨拶を行った。

（所用により大瀧局長退席）

【仮議長の選出について】

福地次長 今回の委員会は、第22期の初委員会であり、まだ会長が決まっておりませんので、これから議事を進行するための仮議長を選出したいと思います。いかが取り計らいましょうか。お諮りいたします。

飯尾委員 慣例により、水産課長に仮議長をお願いします。

福地次長 ただいま、飯尾委員から水産課長に仮議長をとの発言がありましたが、水産課長を仮議長に選出することに決定してよろしいでしょうか。

全 委 員 異議なし。

福地次長 それでは、横内水産課長に仮議長をお願いします。

仮 議 長 水産課長の横内でございます。不慣れではございますが、仮議長を務めさせていただきます。委員の皆様の御協力をお願いします。

始めに、改選後の初委員会でございますので、各委員の皆様から自己紹介をお願いします。（飯尾委員から順次、自己紹介を行った。）

仮 議 長 議事に入ります前に、委員会規程第13条で「議事録には、会長及び会長の指名した出席委員2人以上が署名押印しなければならない。」とあります。会長は、第1号議案で選出することになっておりますので、私から出席委員おふたりと、このうちいずれかが会長に選出された場合に交代していただけるよう、今おひとりの委員を加え3人を指名させていただきます。

それでは、山崎委員、古澤委員、それから宮林委員をお願いします。

【第1号議案 会長の選出について】

【第2号議案 副会長の選出について】

仮 議 長 それでは議事に入ります。第1号議案が「会長の選出について」、第2号議案が「副会長の選出について」となっております。第1号議案と第2号議案は関連がございますので、一括上程いたします。事務局から、内容を説明してください。

福地次長 （資料「内水面漁場管理委員会の機能と権限及び漁業に関する制度等について」により、内水面委員会の機能と権限ほかについて説明した。）

古澤委員 資料の7ページに第157条として内水面漁場管理委員会は所要の調査をさせることができると思いますが、どこにさせることができるのでしょうか。

福地次長 漁業者、漁業従事者その他関係者に対し調査をさせることができることになっております。

古澤委員 具体的にはどういう場合を想定しているのでしょうか。

福地次長 漁場をめぐる紛争が起きている場合に、どこのどなたがどのように漁場を利用されているのかといった実態把握をすることを想定しております。

古澤委員 例えば、第4号議案でブラックバスの議案がありますが、ブラックバスの個体数がどのようになっているかといったデータはあるのでしょうか。

福地次長 ブラックバスにつきましては、各漁協へアンケート調査を実施しておりまして、その報告を基にそれぞれの漁場の状況を把握させていただいております。実際にある漁場に何匹、何キログラムといった形でのデータはありませんが、駆除を行っている漁協については、駆除量といった数字は教えていただいております。

古澤委員 分かりました。実際にデータを示していただけるとのことでしょうか。

福地次長 はい、説明の中でお示しすることもありますし、関係が薄いものだとお尋ねがあればお答えすることも可能です。

福地次長 （資料1により、会長・副会長の選出について説明した。）

仮 議 長 ただいま事務局から説明がありました。会長・副会長の選出については、いかが取り計らいましょうか。委員の皆様のご意見をお願いします。

飯尾委員 会長は山崎委員、副会長は宮林委員にお願いしてはと思います。

仮議長 ただいま飯尾委員から、会長は山崎委員に、副会長は宮林委員にお願いしたいというご意見がありましたが、いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

仮議長 異議がないようでございますので、会長に山崎委員、副会長に宮林委員を選出したと思います。よろしくお願いいたします。

ただいま会長・副会長が決まりました。広島県内水面漁場管理委員会規程第6条において「会議の議長は、会長がこれにあたる」と規定されていますので、ここからは山崎会長に議長として議事進行をお願いしまして、仮議長としての私の役目はここまですとさせていただきます。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

(仮議長が議長席を退き、山崎会長が議長席に着く。)

福地次長 ただいま会長、副会長が選出されました。第3号議案に移ります前に、山崎会長から、就任のご挨拶をお願いします。

山崎会長 (第22期広島県内水面漁場管理委員会の会長就任の挨拶)

福地次長 続いて、宮林副会長からご挨拶をお願いします。

宮林副会長 (副会長就任の挨拶)

福地次長 ありがとうございました。それでは議事のほうに戻りたいと思います。これからの議事の進行を山崎会長にお願いします。

【第3号議案 広島県漁業調整規則の改正について】

議長 はい。それでは、円滑な議事の進行に努めて参りたいと思いますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

では、第3号議案「広島県漁業調整規則の改正について」を上程します。事務局から説明してください。

福地次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

三浦主査 (資料「内水面漁場管理委員会の機能と権限及び漁業に関する制度等について」により漁業制度の概略について、資料2-1により広島県漁業調整規則(内水面に関する規定)の概略について説明した。)

(所用により箕野委員退席)

青山技師 (資料2-2から2-4により、広島県漁業調整規則の一部改正に係る内容及び理由を説明した。)

古澤委員 第59条の1号から3号は具体的にどういった違反なのか簡単に説明していただ

ますか。

三浦主査 第 59 条の 1 号から 3 号まで対象となる条文は多くございますが、1 つ 1 つどういった違反というのをこの場ですぐに説明することは難しいところではございます。

古澤委員 海面の違反であって、内水面と関係ない違反のことであれば、この場では関係ないですね。

三浦主査 今回の改正につきましては、(1) は主に大臣許可漁業といった大型漁業に係る制限となっておりまして、海面も含めて広島県では対象となるようなものではありません。罰則規定につきましても、法律の文言が変わったことから、それについて修正するものになりますので、本県の中で実質的に変更があるものではないと認識していただければと思います。

青山技師 第 59 条の第 1 号に第 33 条第 1 項とありますが、こちらは先ほど三浦から説明がありました、う使漁法や建網といった内水面における採捕の許可に係る規定となっており、第 59 条の中に内水面に係る規定はありますので、ご了承くださいければと思います。

笹原委員 初めて聞いたのですが、自然人とはどういった方を定義しているのでしょうか。

青山技師 自然人は法人以外の我々個人を想定した言葉になっております。

飯尾委員 法改正前の調整規則は海面と内水面に分かれており、法改正後に合体したと記憶しているのですが、仮に海面に係る規定の変更のみの場合でも内水面委員会に諮問する必要があるのでしょうか。

青山技師 今回は罰則の改正がありますので、海面、内水面双方の委員会に諮問させていただいているところですが、仮に海面に係る規定のみを改正することになりますと海区漁業調整委員会のみに諮問させていただくことになります。

議 長 ただいま県から説明がありました、他にご質問はありますか。

八谷委員 ありません。

議 長 ないようですので、第 3 号議案については、原案のとおり異存ないということで、よろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 また、農林水産大臣の指示による趣旨を逸脱しない範囲での字句の修正は、県に一任することについても、よろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第 3 号議案「広島県漁業調整規則の改正について」は、原案のとおり異議ない旨と併せ、農林水産大臣の指示による趣旨を逸脱しない範囲の字句の修正については県に一任する旨を答申します。

【第4号議案 バス等のリリース禁止に係る委員会指示について】

議長 続いて、第4号議案「バス等のリリース禁止に係る委員会指示について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

福地次長 （提案の理由及び根拠規定を説明し、資料「内水面漁場管理委員会の機能と権限及び漁業に関する制度等について」により委員会指示の概略について説明した。）

古澤委員 委員会指示を委員会から発出するわけですが、それを監視する人と指示違反をした方が処罰されるまではどういう流れになるのでしょうか。

福地次長 漁業関係者の場合が多いですが、一般の方からも指示が守られていない情報を県又は委員会にいただきまして、まず情報の精査を行います。地元の漁協にも協力していただきながら、指示違反があるのか、特定の個人に限定され命令が可能かといったことを調査させていただくことになります。そのうえで、実際に指示違反をされている事実が確認できれば、知事から命令を出す段階になると考えております。

古澤委員 こういった委員会指示（バス等のリリース禁止に係る委員会指示）についてはバスの遊漁者には周知されているのでしょうか。

福地次長 バス等のリリース禁止に係る委員会指示については、平成16年から検討を始め、平成19年から継続して発出している状況になります。こちらでも様々な媒体を通じて周知しているところで、現在は県のホームページがずいぶん閲覧されるようになっておりますので、認知度は上がってきていると認識しております。

古澤委員 バスの遊漁者は鑑札を購入しないと思うのですが、委員会として釣具屋等にポスターを貼るように案内できないのでしょうか。

福地次長 できないということではありません。委員会指示を発出した当初は、釣具屋に個別に文書を出して周知をさせていただいていると思います。県にお問い合わせもありますが、江の川水系のバス等のリリース禁止についてはご存じの方が多いです。

古澤委員 ポスターを作るといったことはされないのでしょうか。

福地次長 やってはおりますが、様々な遊漁のルールがありますので、県のホームページに誘導する形のポスターを一昨年、作成しております。

八谷委員 この委員会指示の対象は江の川水系のみで、他の水系ではキャッチアンドリリースされています。漁協はそれに対して対応ができない状況にあります。

笹原委員 遊漁者の立場で発言しますが、漁協の方の気持ちは分かります。ただ釣り人は釣って再放流することはバスをいじめている、ダメージを与えているわけですが、バスは本当に減るのかというと、たぶん減りません。だから、根本的にバス釣りは禁止とし

ないと釣り人はやめないと思います。釣ったあとにそこらへんに捨てるのかといった話になります。

八谷委員 仰られるように、禁止しないと再放流はなりません。

笹原委員 買い取りはどうか。

八谷委員 買い取りをしていたこともありましたが、漁協が行うとなるとバスを保管するものを作り、定期的にそれを確認しないといけないため、管理面で難しい状況です。

飯尾委員 まだ、買い取りをしているところもありますが、費用的な面で漁協が対応できないこともあるかと思います。

福地次長 (資料「内水面漁場管理委員会の機能と権限及び漁業に関する制度等について」により、バス等のリリース禁止に係る委員会指示の発動に至った経過について説明した。)

古澤委員 ため池といったところでもバスは在来の魚種に圧力をかけていると思われるが、委員会指示以外で何か対策はされているのでしょうか。

福地次長 平成30年の水害の際に県内に多くあった、ため池が決壊したといった報道があったかと思います。ため池は基本的に管理者がおり、一般に開放されている水面と言えない場合が多いので、委員会指示の対象にはなりません。水害の関係で改修をする事態が発生しましたので、農業用のため池について所管している担当課が改修をする際に水を抜く場合は網をかけて魚類が外に出ないように指導をしています。

古澤委員 自然保護に関係しますが、ため池から河川にバスが移動することもありますので、江の川水系の公共用水面だけでなく、広島県全体として外来魚の対策をしなければいけないと思いました。

青山技師 (資料3-1から3-2によりバス等のリリース禁止に係る委員会指示について説明した。)

議長 では、第4号議案「バス等のリリース禁止に係る委員会指示について」をお諮りします。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

熊原委員 指示内容に「その区域にこれを再び放してはならない」とあります。この記載だと例えば江の川水系で採捕したものを太田川水系で放すことはよいのかという話になります。対象区域以外の漁協でも苦慮されている状況下で、他の区域で放すことを認める指示はよくないと感じましたので、その区域という文言をなくし、公共用水面といった文言に置き換えた方がより実効性が担保できると考えます。

青山技師 熊原委員が仰られるように、他河川に採捕したブラックバスを放流することは、新たな漁業被害も考えられます。特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する

法律、いわゆる外来生物法の中で外来魚の移植が禁止されておりますので、原案の指示の内容の記載で問題ないと考えております。

古澤委員 広報が重要だと感じました。バスの遊漁者に周知していくことが一番の問題と感じました。

笹原委員 例えばあゆでは禁漁区を漁協単位で決められていると思いますが、これをバスには適用できないのでしょうか。

古澤委員 バスは漁業権の対象魚種になっていないですからね。

笹原委員 各漁協が苦勞して駆除しているところに、再放流されると腹が立ちますよね。個別ユニットで決められるようにした方がより建設的になると思います。ブラックバスの遊漁者にとって、リリース禁止は採捕の禁止と同義のため、採捕を禁止した方がよいと考えます。

八谷委員 帝釈峡漁協の話ですが、わかさぎの遊漁者とボートでブラックバスを釣る遊漁者とでトラブルがありますので、お互いに迷惑をかけないようにしてくださいをお願いします。また、ブラックバスが増えたことでわかさぎが少なくなるようなことはなく、どこまで影響があるのか分かりません。水温の関係で川ではブラックバスは大きくならないため、帝釈川では（バスの遊漁者）はおりません。

古澤委員 水産庁もパンフレットを出していて、バスを釣って減らすということだけでも、外来魚が減るといったデータがありますので、できるだけバスは外来魚として取り除いた方がよいと考えます。

山根委員 7月頃にダム湖をみると無数に稚魚が泳いでいます。田総川漁協では何か所かリリース禁止の看板を立てていますが、それぐらいしかできないですね。

古澤委員 看板を立てて委員会指示があることを周知するしかないと思いますね。

山根委員 口頭のみでは難しいと感じます。

古澤委員 買い取りもあるとよいかもしれないですね。

八谷委員 1年に1、2回神龍湖で釣具屋がイベントをしますが、やってはいけないと言えません。現時点ではバスの影響が深刻という感覚がないため、お互いトラブルがないようにしてくださいということで済ませています。

古澤委員 河口湖のように漁業権魚種とする手段もありますよね。そうすることで、バスの遊漁者は漁業権のあるところに行って、他のところには行かなくなりますからね。

海野委員 委員会としては断固、キャッチアンドリリースの禁止というのを言わないといけないと思います。指示として弱いのは、指示期間が1年ということだと思います。また、区域を選定する際に防除努力をしているということがありますが、漁協の内

部事情で言うが高齢化されていることもありできないところがあります。逆に言う
とそういった防除活動ができないところに委員会指示を強化していくことが重要と
感じます。

八谷委員 バスを釣る者はほとんど遊漁者で、組合員でバスを釣る者はあまりいません。

海野委員 リリースしている者が多いと思います。

宮林委員 この委員会指示を発動する際に、バスの遊漁団体の方の意見も聞いていますが、
基本的に反対との意見でした。また、パブコメ等で県民の反対意見も多くあり、一
方的に制限をかけるというのは難しいという事情がありました。このため、県民に
理解してもらえるように漁協としてこれだけ努力をしているため指示を発動する
という整理をしたという経緯があります。かなり昔の話になるので、少し検討も必要
かと思います。委員会指示については長い期間かけないのが一般的なので1年とな
っています。例年、この議案で広報の話は出てきますので、何らかの手段は必要か
と思いますが、現在はインターネットがありますので、積極的にみてもらえればい
いかなと思います。

(所用により山根委員退席)

古澤委員 八幡川漁協から聖湖で要望があがっていますが、ここはサツキマスがいて釣り人
が多くいます。ブラックバスも多いので八幡川漁協が禁止して欲しいというのは分
かると思いますが、八幡川漁協が駆除活動の状況でデータを揃えることができれば、
委員会指示の対象区域とすることができるのでしょうか。

福地次長 毎年、駆除活動の状況や追加の要望を調査させていただいております。先ほど、
なぜ1年間の指示期間ということ話もありましたが、こういった要望をお聞きして
例えばそれなりの活動を漁協でやられていて、拡大できるということであれば、随
時拡大するということもできますので、1年に1回、委員会で検討をいただいて、
その上での更新ということになっております。現時点では八幡川漁協で駆除の実績
があまりないという状況になっておりますが、しっかりと防除活動の対応をしてい
ただけるようであれば、拡大も考えられるかと思います。

議 長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、第4号議案については、原案のとおり指示することで、決定し
てよろしいでしょうか。

全 委 員 はい。

議 長 異議なしということですので、第4号議案「バス等のリリース禁止に係る委員会指
示について」は原案のとおり指示することといたします。

【第5号議案 令和7年における増殖目標量の委員会指示について】

議長 続いて、第5号議案「令和7年における増殖目標量の委員会指示について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

福地次長 （提案の理由及び根拠規定を説明し、資料「内水面漁場管理委員会の機能と権限及び漁業に関する制度等について」により内水面の漁業制度の概略について説明した。）

青山技師 （資料4-1から4-4により、令和7年における増殖目標量の委員会指示について説明した。）

議長 今年の増殖指示未達成の状況を踏まえ、来年の増殖目標量についてご審議いただきたいと思います。委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

宮林委員 資料4-4で芦田川上流漁協のふなの増殖が未達成な理由として、調達先である福山市芦田川漁協において必要量を確保できなかったとありますが、他のところから調達できなかったのは、KHVによる風評被害が予想されるからというのも踏まえて未達だと思われますので、もう少し丁寧に理由を記載した方がよいと感じました。

青山技師 宮林委員の仰られるとおりで、例年ふな種苗を放流していた可愛川漁協や沼田川漁協においても、種苗調達先が廃業したことにより放流を自粛し産卵床造成を行っています。全国的にふな種苗の入手先が限られており、ほばないような状況になっております。芦田川上流漁協におきましても福山市芦田川漁協から例年種苗を購入しておりまして、そこ以外の供給先がないという状況にあると思われますので、そういう事情も考慮して増殖指針に不履行とはみなしておりません。

（所用により八谷委員退席）

海野委員 増殖の目標量というのは理論的に計算されていると思うのですが、過去5年間であまり変わっていないのでしょうか。

福地次長 大きくは変わりませんが、漁場の面積が減っているところがありますので、数量的には減少傾向です。

海野委員 こいを放流する場合、増殖指針では黒ごいという書き方ですが、最近メディアではコイを外来種扱いしているケースもありますので、今後増殖する種について検討した方がよいと感じました。また、ふなのゲンゴロウブナについてはどうなのでしょう。

議長 本来、ゲンゴロウブナは琵琶湖固有で国内外来種だと思います。

海野委員 ゲンゴロウブナも微妙なところだと思いました。

福地次長 確かに近年は遺伝的なこともありまして、放流する種苗にうるさくなっているところがあると思います。こいとふなにつきましては、今般新たに産卵床造成を増殖手法に加え、種苗放流への換算値を示しているところです。実際に実施されている漁協が2つあったと聞いております。そちらの方が上手くいけば産卵床造成を推奨して、種苗放流からシフトすることも考えられます。こい漁業、ふな漁業については、現在の漁業権の存続期間中に整理していくべき課題と認識しています。

古澤委員 うなぎについてですが、各漁協で目標量を公表していると思いますが、結果として未達成となってしまったということですよね。そうすると遊漁者から文句があると思いますので、未達成のところには令和7年の目標量を減らして公表し、それを遊漁者に理解していただいたうえで遊漁をしていただいた方がよいと考えます。もう一つ、はやの中にはうぐい、おいかわ、かわむつが入っていますが、第354回の内水面委員会の議事録を読みましたが、遊漁者を増やしたいという話がありました。はやを放流していないけれども雑魚券として遊漁料を徴収するところが多いと思います。はやの漁業権を持たれているところはいいですが、その他のところはハヤ類の遊漁を無料にすることで、もっと小さい子供や大人は釣りに親しむことができると思います。川に来させるということを考えるのであれば、雑魚で遊漁料をとらないようにするのがよいと思います。

福地次長 各漁協で遊漁規則を設定しており、遊漁規則に基づいて遊漁料を徴収されておりますが、はやの漁業権がないところに雑魚券という名称で遊漁規則に設定されているところはあります。

古澤委員 ますやあゆといった形でしか設定はされておらず、はやの記載がないところでは、はやについてお金を払わないで良いとなっているということです。

議 長 マス類については8/31で禁漁となりますが、9/1にハヤを釣っていると言いながらアマゴを釣られる方も実際におられます。そういった事情からやむを得ずはやの漁業権を設定されているところもあると聞きます。

古澤委員 水産庁の中村氏の論文で7割の方が無鑑札で遊漁をしていると言われています。そういった方もいると思いますが、遊漁者を川に来させる施策という面で、子供や連れの大人にまずはハヤで遊んでもらい、アユ、ヤマメの遊漁につながると考えますので、そういったところでバリアを作らない方がよいと感じました。

議 長 江の川漁協ですと18歳以下は鑑札がいらないといったことや、小学生は無料といった対応は各漁協でされておられるので、そういったところで川に近づいてもらうことができればよいと思います。

福地次長　先ほど、うなぎの放流量が少ないということでご指摘があったことについて、資料4－4で例年程度の経費見合いの増殖を実施しているとあります。要するに種苗の高騰により実質的に放流量が減っていても、放流に係る経費はそれなりにかけているというところを確認させていただいております。

古澤委員　放流にかけている経費がだいたい同じということであれば、遊漁者から文句はでてこないと思います。

飯尾委員　5、6年より前まではウナギの種苗単価は3,700～3,800円でしたが、シラスウナギが不漁ということで、値段が上がり8,000円ほどになりました。昔と比較すると種苗単価は倍以上になっていまして、以前は指示量より多く放流していましたが、種苗単価が倍になれば、放流量は半分になります。内水面漁連で取引していた業者がこの春に廃業するということで連絡があり、シラスウナギの不漁というのがかなり影響してまして、そういったことが放流量に直結していますので、ウナギの放流は厳しい状況にあります。アユについても種苗単価が上がっていますので、同様な事態にならないか心配しておりますが、今のところは何とか放流できている状況です。

古澤委員　遊漁者が鑑札を購入する際に、昨年と同様の金額で種苗を購入しているということが分かれば、うなぎの鑑札を買われる方は納得されると思います。ヤマメやアマゴについても餌代が2～4倍になっていると思いますが、そういう状況下だと放流量は少なくなつてこざるを得ないと思います。釣りの雑誌で何千匹という書き方になっていると思うのですが、そういう状態だとそれも購入できない状況になると思いますので、遊漁者代表として正確な数値を出していただければと思いました。

議　長　うなぎに対してはシラスウナギの不漁により、種苗単価が高騰しているということがあるので、指示量より少ないこともあります。あゆ、あまごについてはほとんどの漁協で義務放流量以上に放流されている状況です。

古澤委員　例えば、釣り雑誌にかかっている何千匹や何トンというのは義務放流の数量以上で出しているということでしょうか。

議　長　ウナギに関しては、義務放流量を放流できていたとしても、入手できる稚魚が昔は1キログラム当たり250匹でしたが、現在は30匹ぐらいになりますので、放流が非常に厳しい状況です。

飯尾委員　最悪1キログラムで30、40匹はキープするように注文しますが、下手をすると種苗が手に入るか入らないかどうかという状況になっているのが現状です。

古澤委員　管理釣り場が広島県で何か所かあると思いますが、そこで放流する魚も飼料代や購入する場所の奪い合いで少なくなつていまして、皆さん泣いているところがあります

ので、漁協の放流についても同じ状況にあると感じました。

議長 他にないでしょうか。

ないようですので、第5号議案については、原案のとおり指示することによろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第5号議案「令和7年における増殖目標量の委員会指示について」は原案のとおり指示することにいたします。

【報告事項 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（令和5年分）】

議長 続いて、報告事項に移ります。「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（令和5年分）」県から説明をお願いします。

青山技師 （資料5－1から5－3により、令和5年分の漁業法第90条に基づく資源管理の状況等に関する報告について説明した。）

議長 ただいまの報告について、委員の皆様からご意見・ご質問はありませんか。

議長 この報告をしなければいけないような事例が、他県などであったのでしょうか。

飯尾委員 法改正で報告するようになったものと思います。

議長 最近では計画や報告を提出することが多いので、事務員に負担をかけています。

【報告事項 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案活動の結果について】

議長 続いて、「令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会提案活動の結果について」事務局から説明をお願いします。

福地次長 （資料6により、令和6年度の全国内水面漁場管理委員会連合会提案活動の結果報告について説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆様からご意見・ご質問はありませんか。

古澤委員 国内でミズワタクチビルケイソウというのが広まっていまして、アユの餌場がなくなっている状況が起きていると思います。ある県では河川につながる階段にアルコールを設置するといった対策をしていると聞いているのですが、そういった話はでていなかったのでしょうか。

福地次長 大項目4の4番目でミズワタクチビルケイソウ関係の対応について、調査研究機関と連携を強化して種ごとに原因究明と効果的な防除の方法を開発するように提案しておりまして、農水省からは水産庁の委託事業によって生息状況の調査であったり、殺藻する方法や判別手法の開発を実施しており、令和6年2月に外来魚対策のマニユ

アル等に取りまとめて発表したとの回答をいただいております。自然環境下で繁殖した場合は、対策するのが困難になるため、生息域を拡大させないように長靴等を食塩水に浸す等といった対策の啓発に取り組んでいきたいとの回答をいただきました。ミズワタクチビルケイソウにつきましては、昨年度の内水面漁場管理委員会の研修会でも議題にとりあげられまして、それ以上拡大させないような対策が重要と講師から説明があったところです。

古澤委員 広島県では報告はあるのでしょうか。

福地次長 各漁協に外来生物に関してアンケート調査を実施しておりますが、広島県ではミズワタクチビルケイソウによる被害の回答はいただいております。

議 長 他にありますか。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は、すべて終了しましたが、他に委員の皆様のほうから、何かありますでしょうか。

笹原委員 委員会の資料は、事前に郵送というのは難しいのでしょうか。

福地次長 これまで当日お渡しするやり方でやらせております。ただ、事前に中身を確認していただけるほうが委員の方にとってご都合がよいと思われますので、可能な範囲で事前の配布を検討させていただきます。

古澤委員 PDFでもいただけるのでしょうか。

福地次長 事前に配布させていただく場合は、電子媒体でも問題ありません。

議 長 他にありますか。

県、事務局からは何かありますか。

青山技師 (議事録の押印・署名について説明した。)

議 長 他にありませんか。

ないようですので、これをもちまして、第358回広島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。

皆様方には、これから4年間、第22期委員会の運営についてご協力をお願いいたしまして、閉会のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(午後4時49分 閉会)